

**ハインリヒ・メンクハウス (明治大学)**

**獨協大学と日本におけるドイツ法の伝播**

獨協大学という大学名からも、獨協大学がドイツに関する知識の伝達に教育の重点をおいている事は明らかである。そのドイツに関する知識の中には法学に関する知識も含まれる。ドイツ法の点では、獨協大学では初期の段階すなわち 1885 年には「ドイツ法」という専門コースが開設されていて、それは獨協大学にとって特別な意義を持っていた。日本では、今日に至るまでドイツ法に関する知識は広く行き渡っている。本講演では、獨協大学における法学研究の歴史を学外者の立場から叙述したうえで、さらに現在日本で行われているドイツ法受容・継受の背景をふまえて、今後ドイツ法とどのような関わり方が可能であるのかを素描することになるであろう。

\*\*\*\*\*

ハインリヒ・メンクハウス

1955 年ドイツ生まれ。ミュンスター大学で法学を学ぶ。中央大学日本比較法研究所への留学、ドイツ日本研究所勤務などを経て、2001 年よりマールブルク大学法学部教授、2002 年より同大学日本研究センター所長。オーストラリア（ボンド大学）、日本（中央大学、一橋大学）での客員教授。2008 年より明治大学教授。2011 年より日独協会理事。近著書に「ドイツの大学における日本研究の構造的諸問題」(2009)、「ドイツ語圏における日本法への学問的取り組み」(2006) など。